

さいたま都市計画公園の変更について

都市計画法第 16 条に基づく説明会の開催状況／
都市計画法第 17 条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

【議案第 404 号関係】

議案第404号 さいたま都市計画公園の変更について

1 都市計画法第16条に基づく説明会の開催状況

(1) 対象公園 さいたまセントラルパーク

(2) 説明会の開催状況

<会場説明会方式>

開催日時	令和3年3月17日(水) 19:00~	令和3年3月20日(土) 10:00~
開催場所	さいたま市防災センター 4階 多目的ホール	
出席者	24名	26名

<動画配信方式>

配信期間	令和3年3月10日(水)から22日(月)まで	
閲覧回数	市ホームページ	YouTube
再生回数	145回	520回

(3) 意見の要旨

<会場説明会>

種別	意見の要旨	意見に対する市の見解
1. 公園の必要性に関して	市民の憩いの場として整備しているが、アンケートで把握しているのか。合併記念見沼公園は、それほど利用されていないように見える。	具体的なアンケートは実施していないが、市全体では公園が少ないのが実態である。なお、現在合併記念見沼公園は、休日を中心に賑わっており、春と秋には公園の周辺自治会等で構成する「セントラルパーク市民協働会議」によるイベントが開催されている。協働会議の前向きな議論からも地域から期待されている事業であると認識している。

	当初の開墾目的は田圃であり、現在も田圃や家庭菜園として親しんでいる方の存在は忘れていないか。	残念ながら、既に田圃はなくなってしまったが、子どもたちへ見沼田圃の歴史や文化等を継承していくため、学習水田の整備を計画している。
	当初の構想では、浦和西高校周辺まで広がる公園となっている。さいたま市は災害が少ないと思うが、セントラルパークとして防災拠点がここまで必要か。	構想自体は約 60ha と広大なものとなっているが、今回の都市計画決定は 15.7ha に限定して決定するものである。今後、構想で描いている全てを公園にしていくことには課題もある。現時点では、この 15.7ha で防災機能の確保を考えている。
2・計画範囲に関して	計画地の西側、緑地部分には、20～30世帯の住宅がある。案が変更される可能性はあるのか。	都市計画事業は、長期を見据えて計画、実施するものである。公園西側からの利用者のアクセスを考えると利点が大きいため、西側は見沼代用水西縁沿いの通路に隣接するように計画している。
	現在の住宅は公園から外して、地区の西側に新たに道路を整備できないか。	
3・計画内容に関して	駐車場の位置を変更できないか。西側の住宅地に近い所に入口があると、影響が大きいと考えられる。	自動車学校側から公園に進入する場合には右折レーンを設定する等、警察協議を含め、今後の都市計画道路の整備とあわせて、必要な検討を各段階で進めていく。
	避難者への電気供給として、バイオマス発電をする場所として適切だと思ふ。太陽光発電も考慮していただきたい。	市では、これまでも防災公園を整備する際には、ソーラー照明やかまどベンチ等の防災公園施設を設置してきたところ。本公園についても、必要な防災公園施設の導入を検討していく。

4. 水害に 関して	公園周辺には病院や消防署が隣接しており、芝川小学校は避難場所になっているなど、防災拠点を形成している。また、芝川小学校の校庭は少し勾配があり、雨水時の配慮を行っている。この公園でも、隣地への配慮をしっかりと行ってもらいたい。	公園の雨水排水計画は、現時点では、調整池機能を持つ「見沼の池」へ水が流れるように計画しており、設計段階においても雨水がしっかりと処理できるよう進めていく。
	公園の整備によって、避難場所としての機能も有するとのことだが、芝川は氾濫しないのか。公園が水浸しにならないのか。	基本的には地震災害時の避難場所を想定している。洪水被害のリスクがある場合の避難地としては想定していない。
	津波が発生すると、荒川、芝川を見沼まで遡上してくると聞いたことがある。このことを検証しているのか。農地に水を逃がすことも想定される。水害に対する安全性を確認すべきである。	現時点で、津波が芝川を遡上してくるといった想定はしていないが、公園整備に向けて各種情報の収集に努めていく。
	池の水深はどのくらいか。地区南側の下流側では、胸まで浸かる水害が昨年起こっている。	調整池として必要な機能を確保できるよう、基本設計、詳細設計の中で検討していく。
	大宮第二公園のような大きな調整池になるのか。	河川事業の大きな調節池とは異なる。

5・ 道路整備 に関して	西側の道路、代用水沿いの管理用通路も拡幅するのか。現状では幅も狭いが、拡幅する必要はないのか。	見沼代用水土地改良区の管理用通路のため、拡幅計画はない。
	芝川沿いの道路拡幅と公園南側道路の整備時期は、いつ頃か。通り抜けの交通量が多く気になっている。	芝川沿いの道路は、建設局が歩道付きの9m道路の検討を進めている。南側の道路は、都市計画道路「南大通東線」として、第二産業道路まで抜けていく道路である。歩道付きの4車線道路を計画しており、時期については、道路と公園の整備を合わせて実施できるよう調整している。
6・ その他	大宮区は公園に恵まれている。整備した分だけ維持管理もかかる。その余裕があるのなら、税金を免除してもらいたい。	確かに公園の整備や管理には多額の費用がかかる。本市としては、国の補助金を活用する等、市の財政負担の抑制に努めていく。

<動画配信>

種別	意見の要旨	意見に対する市の見解
3. 計画内容に関して	<p>計画図にある展望広場の高さは、どのくらいか。近隣に住んでいるので展望広場からの視線が気になる。</p>	<p>この展望広場は、その東側の広場や池を眺めるために設置するものである。高さとしては、現状から約2m盛土する計画だが、展望広場の西側に植栽帯を設けることで、住宅地側にも配慮した計画としている。</p> <p>今後、基本設計や実施設計を行う過程で詳細な検討を進めていく予定である。</p>
	<p>計画地の南側の大宮南部浄化センターに「みぬま見聞館」がある。公園の計画内容と類似の様に思えるため、総合的に利用できる計画とすべき。</p>	<p>今回、計画している「見沼の池」については、見沼田圃の水域ネットワークの拠点として多様な野鳥の生息の場とするとともに、水害を抑制するための雨水調整池機能を担っており、公園整備に必要な施設となっている。</p> <p>また「学習水田」については、水田の体験学習を通じて見沼田圃の歴史性、見沼の風土等を学ぶ空間とすることに加え、情操教育に効果のある農業体験を通じ、心と身体の健康を培い、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育むため、総合学習の場として活用することを考えている。</p> <p>上記の点において、指摘のある環境学習施設および自然庭園で構成する「自然庭園・みぬま見分館」とは異なる機能を有しているものと考えているが、今後の参考とさせて頂く。</p>

2 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況

(1) 縦覧の期間及び縦覧者数

縦覧の告示	令和3年6月16日
縦覧及び意見書の提出期間	令和3年6月16日から 令和3年6月30日まで
縦覧者数	3名

(2) 意見書の提出状況

2通2名 【内訳】賛成1通1名・反対0通0名・その他意見1通1名

(3) 都市計画法第17条に基づき提出された意見書の要旨

(賛成意見)

- ・豊かな自然が市民のオアシスとして保全されること、広域防災拠点として整備されることに賛成（1件）

(反対意見)

- ・0件

(その他意見)

- ・植物（スイカズラ）の保全・保護について（1件）

(4) 都市計画法第17条に基づき提出された意見書の内容

提出日	意見書の内容
令和3年 6月25日	<p>自分の所有する田にチョウ（蝶）に大切な植物（スイカズラ）が自生している。（他にも数カ所所有る）</p> <p>公園を造る場合には、別な場所（現在の記念公園）に移動させておいてから実施してもらいたい。又計画公園内に特別保護区を数カ所計画してほしい。</p> <p>※具体的にはスイカズラはツルでまきつく植物なのでフェンスのような物を設置してもらえれば大変良い。</p> <p>生態系保護の為に自然保護区の設置。</p> <p>人間も動植物も自然の中で生きる。人間だけが生きられる社会はありえない、どうか自然をより多く取り入れみんなが楽しめる公園を計画してほしい。</p>
令和3年 6月30日	<p>首都近郊に在する当該地区が、大規模空間として、その豊かな自然を市民のオアシスとして保全されることに多いに賛成です。</p> <p>また、多くの市民を有する地域に存することで、いざ災害等発生時に市民の避場所としての広域防災拠点に最適な場所と言えましょう。</p> <p>上記理由により、速やかに当該都市計画を進めていただきたいと思います。なお、当方は当地に工場を置いている事業者で、現在は貸付けしておりますが、再び事業を展開する必要があり、速やかに当該計画に協力する所存ですので、何卒宜しくお願い申し上げます。</p>